

令和8年度 千葉県看護協会 重点事業

わが国では、団塊ジュニアが高齢者となる一方で、支える人口が減少するなどの様々な社会情勢の大きな変化が見込まれる2040年に向け、社会保障制度改革や体制の整備が求められている。

新たな地域医療構想は、病床機能の分化・連携だけでなく、外来・在宅医療、介護との連携、人材確保も含め策定・推進するべきとされ、令和9年度から順次開始される予定となっている。

また、出生前から人生の最終段階に至る全世代を対象に、施設や地域等あらゆる場所で健康の保持増進から看取りまでを専門職や地域住民、自治体等が協働して支えるための「全世代を対象とした地域包括ケアシステム」が推進されている。

本県においては「県民一人ひとりが、健やかに地域で暮らし、心豊かに長寿を全うできる総合的な保健医療福祉システムづくり」を基本理念とした保健医療計画が策定され、様々な事業が展開されている。

このような状況の中、本県の看護職の従事者数は令和6年末現在63,767人で人口10万人当たりの職員数は全国46位と低い水準にあり、看護職の定着・確保対策は重要課題であり、今後の労働人口の減少に伴い、次世代を担う人材確保や離職防止・プラチナナースの活躍推進がますます重要になる。

日本看護協会は、2025年に「看護の将来ビジョン2040～いのち・暮らし・尊厳をまもり支える看護～」を公表し、「その人らしさを尊重する生涯を通じた支援」「専門職としての自律した判断と実践」「キーパーソンとしての多職種との協働」の目標に挑戦するとしている。本協会は、上記のビジョンを参考にするとともに、令和7年度に策定した「第6次看護職定着・確保推進計画」に基づき、労働環境・処遇改善など働き続けられる環境づくりの推進に取り組む。

今後、県民の健康上のニーズの増大や、デジタル改革等の社会の変化に対応し、県民に質の高い看護を提供するためには、専門・認定看護師、認定看護管理者、特定行為研修修了者等の活躍促進に向けた取組みがより求められる。加えて、近年の広範囲にわたる災害や新興感染症など県民の生命と生活を脅かす健康危機に対応する体制強化も重要である。

看護職の機能と役割を十分に発揮し、職能団体として、個人の力だけでは解決できない看護を取り巻く課題の解決を進めるためには、会員数を維持し、課題に関する実態把握や会員の意見集約、職能間の連携強化等が重要である。

以上により、令和8年度本協会は、社会の動向を見据え、看護職が果たすべき役割を見極めながら、看護の専門性を発揮し、県民の健康な生活を支えるべく、令和7年度に取り組んできた5つの重点事業「地域における看護職の定着・確保の推進」「質の高い看護の提供体制の構築・推進」「全世代の健康を支える地域包括ケアの推進」「地域における健康危機管理体制の強化」「組織基盤の強化」を継続し、事業を展開する。

令和 8 年度 重点事業

- 1 地域における看護職の定着・確保の推進
- 2 質の高い看護の提供体制の構築・推進
- 3 全世代の健康を支える地域包括ケアの推進
- 4 地域における健康危機管理体制の強化
- 5 組織基盤の強化

実施内容：

- 1-1 第6次看護職定着・確保推進計画の普及・推進
- 1-2 健康で安全な職場づくりの推進
- 1-3 安定的な定着・確保対策の実践（ナースセンター事業）
- 1-4 看護職の魅力の発信による次世代を担う人材の確保

- 2-1 生涯学習支援
- 2-2 看護研究学会の充実
- 2-3 認定看護師・専門看護師・認定看護管理者の活動推進に向けた啓発
- 2-4 特定行為研修制度の普及・活用
- 2-5 医療安全対策の推進

- 3-1 全世代を対象とした看護提供体制の推進強化
- 3-2 訪問看護の推進

- 4-1 災害発生時の対応体制の整備
- 4-2 新興感染症等への対応体制の整備

- 5-1 会員の定着・確保
- 5-2 看護政策推進力の強化

1 地域における看護職の定着・確保の推進

実施内容

1-1 第6次看護職定着・確保推進計画の普及・推進

- 1) 第6次看護職定着・確保推進計画の推進
- 2) 看護職定着確保対策事業の普及啓発

事業概要【事業経過、課題、今後の展望】

千葉県は慢性的な看護職不足が続いており、地域偏在や領域別偏在が指摘されている。

このような中で、令和8年度から5年間の計画である第6次看護職定着・確保推進計画を策定し、「質の高い看護を提供するため看護職が働き続けられる環境づくりの推進」を目指していく。目標を達成するために各事業の方策の数値目標を設定し、引き続き看護職の定着・確保に取り組む。

1 地域における看護職の定着・確保の推進

実施内容

1-2 健康で安全な職場づくりの推進

- 1) ヘルシーワークプレイス推進のための支援・交流会
- 2) ウェルビーイングの向上に係る実態把握

事業概要【事業経過、課題、今後の展望】

千葉県では慢性的な看護職不足が続いており、看護職定着・確保推進計画の方策の柱の一つとして「看護職が働き続けられる環境づくりへの支援」を掲げ、ヘルシーワークプレイス推進事業等に取り組んでいる。また、日本看護協会が令和7年6月公表した「看護の将来ビジョン2040～いのち・暮らし・尊厳をまもり支える看護～」においても、ウェルビーイングの向上には、看護職の職責や専門性に見合った処遇と安心・安全な職場環境の整備が必要と示されており、働きがいを実感できる職場確保に向けて、看護職が担う役割や業務負担に応じた適切な評価と賃金水準の改善への取り組みは重要である。

これまで、ヘルシーワークプレイスガイドライン（日本看護協会2004年度策定）の活用を図りながらヘルシーワークプレイス推進アドバイザーによる相談支援や、会員施設の交流等を通して、県内施設が健康で安全な職場を目指せるよう支援してきた。相談窓口にはハラスメントや労働条件等の相談が寄せられており、看護職が働き続けられる環境づくりへの支援は重要であるため引き続き事業を推進する。

1 地域における看護職の定着・確保の推進

実施内容

1-3 安定的な定着・確保対策の実践（ナースセンター事業）

- 1) 看護職の定着・確保に係る調査
- 2) 看護職の無料職業紹介
- 3) 未就業看護職の就業支援
- 4) 看護職への相談支援
- 5) 看護進路相談事業

事業概要【事業経過、課題、今後の展望】

「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づき、千葉県から看護協会が「千葉県ナースセンター」として指定を受け事業を実施している。

千葉県の就業看護職員数は、令和6年の従事者届によると63,767人と2年前に比較し1,751人増加しているが、人口10万対では、全国46位と厳しい水準にある。

有料職業紹介事業所等が台頭する中、ナースセンターの求職登録数は減少しており、希望する就職先と求人施設に乖離があり、登録促進と求人施設とのマッチングの強化が課題である。特に、55歳以上の求職者が増加傾向にあり、求人施設の開拓や丁寧な求職者への支援が必要である。

また、求人施設の紹介料の負担軽減を図るためにも、ナースセンターの認知度を高め、求人施設・求職者の活用拡大を図ることが必要である。

なお、令和5年10月に「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」が改正され、ナースセンターの役割として盛り込まれた看護師等のスキルアップ支援や、デジタル改革関連法を踏まえた看護職の人材活用システム（NuPS）について、看護職が活用できるよう啓発する。

1 地域における看護職の定着・確保の推進

実施内容

1-4 看護職の魅力の発信による次世代を担う人材の確保

- 1) 「看護の日・看護週間」
- 2) 看護進路相談事業（再掲）

事業概要【事業経過、課題、今後の展望】

21世紀の高齢社会を支えていくため、看護の心、ケアの心、助け合いの心を誰もが育むきっかけになるよう、1990年に国は5月12日を「看護の日」、その日を含む日曜日から土曜日までを「看護週間」に定めた。18歳人口が減少し看護人材が不足することから、2040年には18歳人口の12人に1人に看護の仕事を選択してもらう必要がある。そのため2021年から2030年度の「看護の日・看護週間」事業ではメインテーマ“看護の心をみんなのところに”を伝えるとともに、対象を主に若年層として「看護の人材確保」を目的とした事業を実施していく（日本看護協会）。

本協会では、令和3年度より「看護の日・看護週間」を中央行事として位置づけ、地区行事とも連動し、次世代を担う人材の確保に努めている。

県内の学校に通う児童・生徒や保護者、学校関係者を対象とした進路相談、また、出前授業やふれあい看護体験、進路相談により、看護についての知識や理解を深め、看護人材の確保につなげられるよう進めていく。

2 質の高い看護の提供体制の構築・推進

実施内容

2-1 生涯学習支援

- 1) 専門職としての活動の基盤となる研修
- 2) 看護・医療政策に関する研修
- 3) 人材育成や教育支援を行う者を対象とした研修
- 4) 看護管理者を対象とした研修
- 5) 資格認定教育

事業概要【事業経過、課題、今後の展望】

2040年に向け、若年世代の減少が進む中、日本の社会、経済はこれに対応していく。それに伴い、進歩し続ける医療や複雑で多様な人々の価値観・健康上のニーズに対応するため、看護職の活躍する領域や場も多様化し、看護職は生涯にわたり継続的に学習し、能力の開発・維持・向上に努めることが求められている。

当協会では、令和5年6月に日本看護協会が公表した「看護職の生涯学習ガイドライン」等に鑑みて、看護職が専門職として、所属する組織及び地域等のニーズにも対応できるよう、職能団体として自己成長の機会を提供する。また、デジタル化の推進により効率化を実現しつつ、看護職の倫理綱領に則った看護を実践でき、看護職としてのキャリア形成を図れるように継続学習支援をしていく。

さらに、今後は「看護管理」に関する研修を充実させ、看護管理者を育成することで、時代の変化に合わせた組織的な活動及び変革を推進していけるような支援に努めていく。

2 質の高い看護の提供体制の構築・推進

実施内容

2-2 看護研究学会の充実

1) 千葉県看護研究学会の充実

事業概要【事業経過、課題、今後の展望】

看護研究を行うことは、科学的根拠に基づく看護を実践することにつながり、看護の質の向上を目指した活動であり、専門職としての責務でもある。臨床現場において質の高い看護を提供するためには、看護研究に取り組み、研究結果として得られた新知見を発表し共有する意義は大きい。そのため、昭和57年度から研究発表を行い、知見を共有する場として看護研究学会を毎年開催してきた。

演題数及び参加者数の増加を図るため、令和4年度からは実践報告を加え、令和5年度からは交流集会を取り入れた。また、令和6年度からは当日受付を開始し、令和7年度からはランチョンセミナーを企画する等、参加しやすさを考慮した変革を図っている。

さらに、看護研究に必須となった倫理審査を受けやすいように、令和5年度より倫理審査委員会を設置し、看護研究に取り組めるように支援している。

2 質の高い看護の提供体制の構築・推進

実施内容

2-3 認定看護師・専門看護師・認定看護管理者の活動推進に向けた啓発

- 1) 専門・認定看護師等の理解と資格取得の推進
- 2) 専門・認定看護師・認定看護管理者の登録制の活用推進

事業概要【事業経過、課題、今後の展望】

平成6年に資格認定制度が発足し、診療報酬加算の要件に専門看護師・認定看護師の配置が規定されていることもあり、専門・認定看護師制度の普及は進んでいる。また、新型コロナウイルス感染症対策において、感染の分野の専門看護師・認定看護師が専門性を発揮して活動したことで、専門性の高い看護職の担う役割の重要性が、広く認知された。

令和6年12月現在の千葉県の登録者数は、専門看護師146名、認定看護師947名（A課程774名・B課程173名）となった。

今後もチーム医療を推進していく中で看護の専門性を発揮するためには、より専門的で質の高い知識や技術を持ったスペシャリストの育成は不可欠である。組織として資格取得と活動を支援できるよう、活用可能な情報を適宜発信していく必要がある。さらに、スペシャリストナースを目指すきっかけとなる研修を企画し実施していく。

また、研修等で指導・支援可能な県内の専門看護師・認定看護師の状況を把握し、人材登録を推進し、県内のスペシャリストナースを可視化し、その活動及び活躍の場を拡大するとともに、その活動により県内の看護実践力を強化していく。

2 質の高い看護の提供体制の構築・推進

実施内容

2-4 特定行為研修制度の普及・活用

1) 特定行為研修制度の理解と資格取得の推進

事業概要【事業経過、課題、今後の展望】

チーム医療を推進し、看護師がさらに役割を発揮するために、平成27年10月に「特定行為に係る研修制度」が施行され、令和元年度の認定看護師制度改正により、認定看護師教育課程に特定行為研修が組み込まれ、令和3年度から活動を開始している。

日本看護協会の「看護の将来ビジョン」（平成27年）において、特定行為研修制度を通して、高度な看護を実践する能力を持つ看護職の育成を推進するとしており、少子超高齢社会における地域・国民のニーズに積極的に応えるため、制度の活用の推進が求められている。また、チーム医療及び医師の働き方改革を推進する観点からタスク・シフティングを進めるためにも、この制度の普及と活用が重要である。

令和7年に、全国の特定行為研修修了者は13,887人（前年比2,446人増）、研修機関は全国で474機関となった。本県においては、特定行為研修修了者の就業は387人となった。質の高い看護の提供体制の構築を目指し、本協会の会員施設及び会員に対して特定行為研修制度の理解促進のために、看護管理者を中心に特定行為研修修了者の活動や指定研修機関の研修生受け入れに関する情報提供等を行う。

2 質の高い看護の提供体制の構築・推進

実施内容

2-5 医療安全対策の推進

- 1) 医療安全に関する相談支援・情報提供
- 2) 医療安全の推進の啓発
- 3) 医療安全管理者・担当者の育成
- 4) 関係機関等との連携促進

事業概要【事業経過、課題、今後の展望】

平成11年の患者取違い事故以降、国は医療機関における医療安全管理体制の整備を進めてきた。また、日本看護協会及び本協会においても、看護の質向上により看護職が安全に安心して働き続けられる環境づくりを目指し、医療安全対策を推進してきた。

平成17年より「医療安全推進週間」に合わせて、多職種参加の医療安全大会の開催や医療安全に関する標語を募集しポスターにして配布する等、県内の医療従事者の医療安全への意識の向上と普及啓発を図ってきた。令和7年からは、医療安全に関するチーム活動を募集し、多職種協働の推進も強化してきた。医療安全対策の推進に注力してから20年以上が経過し、医療安全対策は一定の成果をあげていると推察される。

今後は、関係機関等との共同開催研修等により、多職種及び地域連携を強化していくとともに、他施設間の医療安全担当者の連携を推進していく必要がある。

また、患者安全を促進することへの人々の意識・関心を高め、国際的な理解を深めるために制定された「世界患者安全の日」を「医療安全推進週間」とともに、啓発し医療安全文化の醸成に向けた取り組みを継続していく。

3 全世代の健康を支える地域包括ケアの推進

実施内容

3-1 全世代を対象とした看護提供体制の推進強化

- 1) 看看連携の推進強化
- 2) 地域医療に係る関連会議への参画

事業概要【事業経過、課題、今後の展望】

千葉県は、令和6年の総務省の調査によると、625万1000人と前年同期比で0.08%減少した。マイナス幅は令和5年（0.15%減）よりやや改善した。外国人人口は19万4000人で、令和5年より約1万8000人増えた。また出生数が死亡数を下回り、高齢者は増加し75歳以上が4.1%増の102万人となり、県内人口の16%に達した。15歳未満の人口は68万8000人で2.1%減少し、令和5年（1.9%減）よりマイナスの幅が拡大した。

高齢化が進む中、医療は病院完結型から地域完結型へと移行し、住み慣れた地域社会で暮らす医療依存度の高い在宅療養者（児）や障がい者（児）が増加し、全世代を対象とした地域包括ケアの取り組みが推進されている。地域において疾病・障がい・健康等の状態にかかわらず全世代を対象に生活全般を支援をする看護職が協働して各職能の機能を発揮し、関係機関・多職種との連携を推進する必要がある。看護職がその機能を発揮するためには、自治体で策定される医療計画・地域医療構想、介護保険事業計画等の策定会議への参画、関係機関・団体との連携体制の構築、看一看連携や多職種とのネットワークづくり（地域連携）が必要である。会議等において、看護の視点で地域の課題を検討し、実情に応じた課題解決ができるように働きかける。さらに職能団体として、四職能の連携も強化する

3 全世代の健康を支える地域包括ケアの推進

実施内容

3-2 訪問看護の推進

- 1) 訪問看護推進の啓発
- 2) 訪問看護師の定着支援

事業概要【事業経過、課題、今後の展望】

少子超高齢社会において、医療は病院完結型から地域完結型へと移行し、医療依存度の高い在宅療養者（児）や障がい者（児）など、全世代を対象とした地域包括ケアシステムの推進が求められている。また、令和6年7月に在宅医療に関する千葉県調査では、在宅医療を選択する県民が、令和2年に行われた調査結果より3.6ポイント上昇し、36.0%だった。疾病・障がい・健康等の状態にかかわらず、その人の思いや希望が尊重され、住み慣れた居宅や地域でその人らしく暮らし続けることができる環境が必要である。在宅医療が推進される中、訪問看護の利用者は小児から高齢者まで幅広い年齢で増加を続けている。生産年齢人口が減少し、人的制約のある中で、看護業務の効率化とともに、看護の専門性を展開する手段としてDXの推進に寄与し、オンライン診療（D to P with N）の効果的な活用への取り組みを推進する。訪問看護師がその機能を発揮し、関係機関や多職種と連携を推進していくためにも、訪問看護師の数（量）と質の担保は重要な課題である。訪問看護師への職業選択支援として看護学生へのガイダンスを継続して行い、また働き続けられる就業環境への支援を継続する。

4 地域における健康危機管理体制の強化

実施内容

4-1 災害発生時の対応体制の整備

- 1) 関係機関との連携強化
- 2) 災害に備えた体制の整備

事業概要【事業経過、課題、今後の展望】

近年の災害は広範囲に甚大な被害が頻発しており、平時から有事に向けた準備が必要とされる。医療法の改正に基づき、令和6年4月より災害支援ナースは、厚生労働省が指定した研修の修了者を「災害・感染症医療従事者」として登録することとなった。そのため、日本看護協会の委託である災害支援ナース養成と、委託を受けた千葉県の要請に応じて派遣調整業務を実践する。

また、発災時には千葉県が開催する災害関連の会議等に参画し、情報の共有と関係機関との連携を推進していく。そして、必要な対応策を適切に講じるために、医療・看護の現場である地区部会や、会員施設・会員からの情報・ニーズの把握を迅速に行うための体制整備を構築していく。

4 地域における健康危機管理体制の強化

実施内容

4-2 新興感染症等への対応体制の整備

- 1) 関係機関との連携強化
- 2) 組織的な感染症対策を担う看護職の育成

事業概要【事業経過、課題、今後の展望】

新興感染症による感染拡大は、世界的な問題であり、医療提供現場で感染症対策を安全・安心に継続するためには、情報の共有と関係機関の連携、看護職の役割の明確化と連携が重要となる。

必要な対応策を適切に講じるために、医療・看護の現場である会員施設・会員からの情報・ニーズの把握により県内の情報収集をいち早く行い情報共有するとともに、平時から関係機関との連携を図り、千葉県感染症対策連携協議会等への参加など看護職の視点での発言を行っていく。

併せて、組織的に対応できる感染症対策を担う看護職を育成し、現場の安全と安心を守る支援を行う。

5 組織基盤の強化

実施内容

5-1 会員の定着・確保

- 1) 情報発信の強化、広報の充実
- 2) 会員の福利厚生の充実
- 3) 千葉県内看護学生に向けた協会案内

事業概要【事業経過、課題、今後の展望】

当協会の目的である「看護を通じて県民の健康な生活の実現に貢献する」ことを実現するためには、看護職が保健医療福祉の担い手として誇りを持ち安心して働き続けられる環境づくりと、地域のニーズに応える活動を継続していくことが重要である。

そのためにはできるだけ多くの看護職の結集を図り、協会活動の基盤となる組織力の強化が不可欠である。

しかし、会員数は令和2年度の28,833人をピークに減少し、令和6年12月末現在の県内就業看護職員の加入率は41.8%（令和8年1月末会員数26,652人/就業者数63,767人）で年々低下している。

会員の定着・確保に向け、専門職として職能団体の存在意義と加入する意味や入会特典等を広報し、引き続き取り組む。

5 組織基盤の強化

実施内容

5-2 看護政策推進力の強化

- 1) 地区部会活動の充実
- 2) 四職能間の連携強化

事業概要【事業経過、課題、今後の展望】

本協会は、保健師・助産師・看護師・准看護師のすべての職能が加入できる唯一の職能団体である。それぞれの職能の専門性を生かすとともに、職能間の円滑な連携・調整のもと、社会の状況、医療・介護現場の課題、国の政策・施策の動向を踏まえ事業を推進してきた。

日本の社会保障改革の次なる照準となる2040年に向け、地域医療構想や診療報酬・介護報酬等の改定の動向を注視し、地域の特性を踏まえながら看護職に求められる役割を発揮する必要がある。そのため、地区部会活動の充実や職能間の連携強化を図るとともに、会員の意見を集約し政策推進の強化に取り組む。